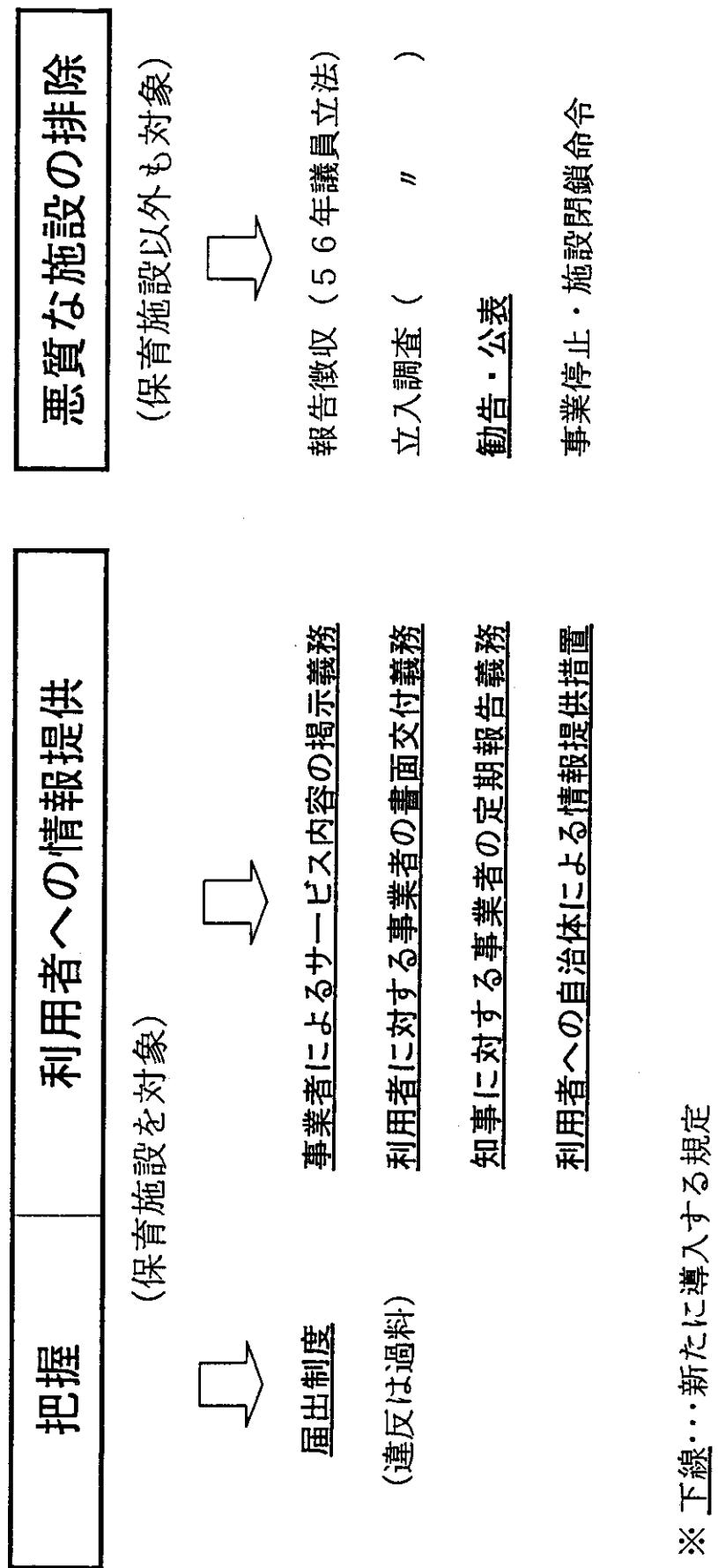


5

資料編

(資料1) 法改正概念図—認可外保育施設に対する監督の強化—

—認可外保育施設に対する監督の強化—



## (資料2)

### 平成12年度認可外保育施設の状況について

#### 1 施設数及び入所児童数

各都道府県、指定都市、中核市からの報告に基づき、厚生労働省保育課でとりまとめを行ったものである。なお、市町村が設置しているへき地保育所は除いている。

##### (1) 施設数

(平成12年12月31日現在)

	12年12月現在	12年1月現在	増減※
認可外保育施設	か所 9,437	か所 8,856	か所 581
事業所内保育施設	3,622	3,603	19
ベビーホテル	1,044	838	206
その他	4,771	4,415	356

#### (参考)施設数の増減※について

##### (1) ベビーホテルの変動状況

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| ① 新設または廃止による増減  | +49か所  |
| ② 新規把握          | +150か所 |
| ③ 移行または転換等による増減 | + 7か所  |

注1)「新規把握」既に12年度以前に開設していたが、今年度の調査で新たに把握したもの。

注2)「移行」今年度より夜間預かりや一時預かりを始め、新たにベビーホテルとなったもの

注3)「転換」今年度より夜間預かりや一時預かりを取りやめ、その他の認可外保育施設となったもの

##### (2) その他認可外保育施設の変動状況

###### ○ 増加要因

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| ① 新設または廃止による増減  | +83か所  |
| ② 新規把握          | +299か所 |
| ③ 移行または転換等による増減 | △26か所  |

##### (2) 入所児童数

(平成12年12月31日現在)

	12年12月現在	12年1月現在	増減
認可外保育施設	千人 222	千人 214	千人 9
事業所内保育施設	53	54	△ 1
ベビーホテル	25	21	4
その他	144	139	5

注1) 各都道府県、指定都市、中核市からの報告に基づき、厚生労働省保育課でとりまとめを行ったものである。

注2) へき地保育所を除く。

入児童所数 (割合)	年齢区分別内訳						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	不明	
事業所内施設	53,267 (100.0 %)	6,356 (11.9 %)	12,401 (23.3 %)	12,221 (23.0 %)	9,434 (17.7 %)	12,593 (23.6 %)	262 (0.5 %)
ベビーホテル	25,261 (100.0 %)	2,761 (10.9 %)	5,351 (21.2 %)	5,661 (22.4 %)	4,840 (19.2 %)	6,389 (25.3 %)	259 (1.0 %)
その他認可外	144,263 (100.0 %)	12,773 ( 8.8 %)	22,026 (15.3 %)	26,047 (18.0 %)	27,965 (19.4 %)	55,334 (38.4 %)	118 (0.1 %)
合計	222,791 (100.0 %)	21,890 ( 9.8 %)	39,778 (17.9 %)	43,929 (19.7 %)	42,239 (19.0 %)	74,316 (33.4 %)	639 (0.2 %)

## 2 ベビーホテルに対する立入調査の実施状況

認可外保育施設のうち、「乳幼児の保育施設であって、夜間保育、宿泊を伴う保育、又は時間単位での一時預かり（「時間単位での一時預かりを行っているもの」とは、「在籍児童のうち一時預かりの児童が半数以上を含めている施設」をいう。）のいずれかを行っているもの」をベビーホテルと定義し、調査時に入所児童が10人以上の施設については、重点的に立ち入り調査を行い指導監督している。下記は、ベビーホテルに対する立入調査の実施状況について、各都道府県、指定都市、中核市からの報告に基づき、厚生労働省保育課でとりまとめを行ったものである。

### (1) 立入調査実施状況

(平成12年12月31日現在)

対象ベビーホテル数	931か所
児童数	25,030人
立入調査を実施したもの (実施率)	908か所 (97.5%)
立入調査を実施しなかったもの (未実施率)	23か所 ( 2.5%)

#### (参考) 未実施の理由

- ① 把握が遅く、年度内に立入調査が間に合わなかった。 16施設
- ② 施設側の都合による。 4施設
- ③ 都道府県の事務が間に合わなかった等。 3施設

## (2) 指導基準適合の状況

区分	か所数
指導基準に適合しているもの	288か所 (31.7%)
指導基準に適合していないもの	602か所 (66.3%)
1. 保育に従事する者の数及び資格 2. 保育室等の構造設備及び面積 3. 非常災害に対する措置 4. 保育室を2階以上に設ける場合の条件 5. 保育の状況 6. 給食の状況 7. 健康管理の状況 8. その他	218か所 123か所 427か所 98か所 126か所 296か所 388か所 154か所
指導基準の適否が定かでないもの	18か所 (2.0%)
合 計	908か所

## (3) 指摘件数及び具体的な指摘事項の例

項目	指摘件数	うち文書指 摘件数	具体的な指摘事項の例
1. 保育 に従事す る者の数 及び資格	(1) 保育に従事 する者の数	153	97
	(2) 保育に従事す る者の資格	100	75
2. 保育 室の構造 設備及び 面積	(1) 保育室、調理 室、便所の設置	20	8
	(2) 保育室の面積	45	33
	(3) 乳児室と保育 室との区画	38	17
	(4) 保育室の採光 及び換気	30	11
	(5) 便所	16	12
3. 非常 災害に対 する措置	(1) 非常災害に対 する設備	197	102
	(2) 具体的計画、 定期的訓練	432	264
4. 保育 室を2階 以上に設 けている 場合の条	(1) 2階(転落防 止設備)	45	26
	(2) 3階以上(最 低基準の要件)	101	76

件				れたものとすること。 ・非常警報器具、又は非常警報設備を設けること。 ・壁を不燃性のものにすること。 ・調理室は調理室以外の部分と、耐火構造の床・壁及び甲種防火戸で区画すること。
5. 保育の状況	(1) 保育内容の状況	127	50	・保育計画を作成し、計画的な保育に努めること。 ・保育指針を熟読の上、理解すること。 ・テレビを見せ続けるなど、「放任的」な保育にならないよう努めること。 ・昼寝の実施に当たり、静かな環境を保つこと。 ・外気浴、外遊びを実施すること。 ・児童に身体的苦痛を与えること、人格を辱めることがないなど、児童の人権に十分配慮すること。 ・深夜の緊急時の連絡体制を常に確認すること。
	(2) 保育従事者の保育姿勢	24	7	
	(3) 保護者との連絡の実施状況	22	7	
6. 給食の状況	(1) 給食の実施状況	42	10	・食器類は、扉のある保管庫に収納するなど、衛生的に保管すること。 ・配膳及び調乳室の清潔、消毒等清潔に保つよう心がけること。 ・給食について、子どもの年齢、発達、健康状態に配慮したものとすること。 ・児童の栄養所要量に配慮し、献立表を作成し、その献立に従って給食を行うこと。 ・家庭から持参する弁当の保管方法に注意すること。 ・調理担当職員の検便を実施すること。
	(2) 調理室、食器等の衛生管理状況	60	19	
	(3) 食事内容等の状況	31	15	
	(4) 調理担当職員の状況	250	123	
7. 健康管理の状況	(1) 児童の健康状態の観察状況	19	6	・児童の健康診断を実施すること。 ・職員の定期的な健康診断実施すること。 ・必要な医薬品その他の医療品については備えておくこと。 ・寝返りのできない乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせるようにし、保育者が常に状況を把握すること。 ・保育室では禁煙を厳守すること。
	(2) 児童の健康診断の実施状況	290	116	
	(3) 職員の健康診断の実施状況	249	105	
	(4) 医薬品等の保育状況	14	0	
	(5) 感染症への対応	11	3	
	(6) 乳幼児突然死症候群の予防	39	13	
8. その他		222	48	・電話の近くに緊急対応のマニュアル・電話番号を掲示すること。 ・検食の保管は2週間行うこと。 ・児童に関する帳簿等を備え付けること。 ・職員に関する帳簿等を備え付けること。 ・施設に関する帳簿等を備え付けること。 ・長期滞在児がいる場合には報告すること。
合 計		2,577	1,243	

(4)平成11年度に調査したベビーホテルのその後の改善状況

区分	11年度の点検結果	左のうち廃止、転換及び改善されたもの		
		廃止	転換	改善
指導基準に適合	308か所	25か所	31か所	
指導基準に不適合	427か所	28か所	56か所	56か所
適否が定かでないもの	40か所	5か所	4か所	
計	775か所	58か所	91か所	56か所

項目	11年度指摘件数	12年度改善件数	(割合)
1. 保育に従事する者の数及び資格	188件	46件	(24.5%)
2. 保育室等の構造設備及び面積	162件	58件	(35.8%)
3. 非常災害に対する措置	400件	93件	(23.3%)
4. 保育室を2階以上に設ける場合の条件	170件	60件	(35.3%)
5. 保育の状況	121件	43件	(35.5%)
6. 給食の状況	307件	111件	(36.2%)
7. 健康管理の状況	485件	162件	(33.4%)
8. その他	228件	71件	(31.1%)
合計	2061件	644件	(31.2%)

(5)「指導基準に適合していないもの」の指導状況

	平成12年度	平成11年度
口頭指導	177か所	145か所
文書指導	424か所	282か所
移転勧告	0か所	0か所
事業停止命令	0か所	0か所
施設閉鎖命令	1か所	0か所
合計	602か所	427か所

(6)ベビーホテルの保育時間

区分	24時間	宿泊	深夜	夜間	昼間のみ	不明	計
施設数	362か所	105か所	202か所	156か所	105か所	1か所	931か所
割合	38.9%	11.3%	21.7%	16.7%	11.3%	0.1%	100.0%

注1)「宿泊」とは、「24時間」のものを除き午前2時を超えて午前7時までの

時間帯の全部又は一部を含んで開設しているものをいう。

注2)「深夜」とは、「24時間」、「宿泊」を除き午後10時を超えて翌日午前2時までの時間帯の全部又は一部を含んで開設しているものをいう。

注3)「夜間」とは、「24時間」、「宿泊」、「深夜」を除き午後8時を超えて午後10時までの時間帯の全部又は一部を含んで開設しているものをいう。

注5)「昼間のみ」とは、「24時間」、「宿泊」、「深夜」、「夜間」を除き午前7時から午後8時までの時間帯の全部又は一部の時間帯に開設しているもので一時預かりをしているものをいう。

#### (7)ベビーホテルの年齢別入所児童数

年齢区分	入所児童数	割合
3歳未満児	13,539人	54.1%
3歳以上児	10,774人	43.1%
学童	407人	1.6%
年齢不明	310人	1.2%
合計	25,030人	100.0%

#### (8)保育時間帯別入所児童数

区分	24時間保育されている者	主に夜間に保育されている者	主に昼間に保育されている者	保育時間帯が不明な者	合計
児童数	人 184 (0.7%)	人 6,423 (25.7%)	人 16,593 (66.3%)	人 1,830 (7.3%)	人 25,030 (100.0%)

注1)「主に昼間に保育されている者」は、昼間部登録の人数、あるいは主に昼間(午前7時から午後8時まで)保育されている者の人数を計上してある。

注2)一部の都道府県において、「主に夜間に保育されている者」の中に、昼間から夜間にかけての利用や不定期での利用を含んでいる。

## (資料3) ホームページによる情報公開例

滋賀県ホームページ

[i-mode]

Mother Lake

滋賀県

プロフィール「しが」  
滋賀県人口動向  
今日の気象情報  
今日のびわ湖水位  
びわ湖のことならこちら  
Treasures of BIWAKO  
滋賀の観光情報

テロ対策関連情報  
近江牛関連情報  
インターネット知事室  
県政ひじるふる  
JAPAN Webcast  
県民政策コメント  
びわこ空港意見ひろば  
男女共同参画ひろば  
世界水干に意見ひろば  
バリアフリー座談会

下の写真をクリックすると内容一覧が表示されます。

広報/資料  
県民コーナー  
新着情報  
学習うみのこ  
湖北の夕日  
構想/計画  
部局コーナー

県サイトマップ  
県組織一覧  
申請書ダウンロード  
県職員の採用情報  
組織別情報  
滋賀県議会  
滋賀県教育委員会  
滋賀県警察  
分野別情報  
生涯学習「におねっと」  
滋賀県イメージアップCM  
リアルタイムびわ湖映像  
リンク集  
English Page  
キーワード検索  
20 件 [検索方法]

お問合せ先  
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1  
TEL: 077-524-1121(代表)

ホームページに関することは  
企画県民部IT推進課まで [webmaster@pref.shiga.jp](mailto:webmaster@pref.shiga.jp)

インパク滋賀パビリオン  
湖国21世紀記念事業  
国際環境ビジネスメッセ  
びわ湖アジア芸術文化祭

県政の三支柱  
滋賀県庁  
水色いちばん—滋賀です

## 認可外保育施設一覧

施設の名稱	施設の位置の形態	住所	開園時間				定員	保育室	指導監査による改善事項			
			月曜日～金曜日	土曜日	日曜日	祝祭日			※住3	面積(m <sup>2</sup> )	部屋数(室)	有資格者数
八幡学園 みやこ保育園	有限会社	大津市篠山見台5-6-18	8:00～17:30	第2,4休日、以外 8:00～13:00	休み	休み	120	5	2	7	6	336
七宝寺保育園	個人	大津市北山1丁目1-5-3	8:30～17:30	休み	休み	～	0	2	2	1	15	③
三野谷幼稚園	宗教法人	大津市石山寺1丁目1-1-2	8:30～16:30	第2,4休日、以外 8:00～14:30	休み	休み	230	10	0	10	9	452
海正ながよし園	個人	大津市平2丁目4-3-0	7:30～18:00	第2,4休日、以外 8:00～14:30	～	～	20	2	0	1	3	○
ペビール・ムリまわり園	個人	大津市山籠田1丁目1-8-1-7	8:00～17:30	8:00～12:30	休み	休み	20	1	5	4	2	56
ひのく美保育園	個人	大津市西幡1丁目2-3-2-0	7:50～18:00	第2,4休日、以外 7:50～18:00	休み	休み	～	4	0	3	4	69
ゆめほっこり・ドズル保育園	株式会社	大津市平野2丁目5-1	7:00～14:00	7:00～18:00	8:00～20:00	休み	30	2	7	4	2	80
いのまるの家	個人	大津市平尾2丁目8-1-13	8:00～22:00	9:00～18:00	～	～	4	0	0	3	2	30
ひまわり保育園	個人	草津市桜色保町7-3-3	7:30～18:30	7:30～16:00	休み	休み	15	1	2	3	2	34
ひよこ共同保育所	運営委員会	滋賀市ニシツキ元町1-2-1-8	8:00～18:00	8:00～14:00	休み	4人	10	5	0	5	3	21
アットホームさくら	個人	滋賀市長福町3-1-3	8:30～21:00	7:30～19:30	7:30～19:30	～	3	2	3	1	1	45
アマリーネームさくら	個人	滋賀市八日市町8-2-3-1	7:00～21:00	7:00～21:00	7:00～21:00	～	8	2	6	4	4	111
せよし赤ちゃんの家	個人	八日市市中野1丁目5-3-4	7:30～19:00	休み	休み	～	2	0	1	3	3	40
しみんらふくしの八日市	特定非営利活動法人八日市市保育課3-7	9:00～17:00	～	～	～	～	0	7	7	2	50	④
ミィース・チャレジ	個人	八日市市吉井町1-7	8:00～17:30	8:00～17:30	～	～	3	3	3	6	3	27
野猪保育園	自治会	草津市野猪野町1-4-4-4	5:00～14:00	9:00～11:30	～	～	115	4	2	6	4	358
のみち保育園	保育法人	草津市野猪野町5-3-5-1	7:45～17:30	6:00～11:30	～	～	60	4	1	4	5	225
第2博愛保育園	財団法人	守山市守山町1-6-5-5	7:00～19:00	第1,3日は7:00～13:00、以外 7:00～19:00	休み	休み	～	13	3	16	13	585
タケ庄保育園	有限会社	守山市守山1丁目7-1-2	7:45～8:10	第1,4休日、以外 7:45～13:00	休み	休み	140	7	1	8	5	285
ちびっちはうす	個人	守山市守山町1丁目1-3-1-4	24時間	24時間	24時間	～	35	0	13	5	3	66
ちびっちはうす	株式会社	守山市守山町1丁目1-3-1-4	24時間	24時間	24時間	～	30	7	9	11	2	54
ちびっこうランド	個人	守山市守山町1丁目1-4-1-2	7:30～19:00	7:30～19:00	休み	休み	28	4	1	4	1	74
こんべいどう保育園	特定非営利活動法人草津市東守山町1丁目1-1-5	5:00～17:00	～	～	～	～	60	3	9	3	4	122
ペーテルホーム	保育法人	守山市守山1丁目1-3-2	8:00～18:00	第2,4休日、以外 8:00～12:30	休み	休み	35	5	2	5	5	92
あじい保育園	個人	守山市守山1丁目1-5-6	9:00～15:00	～	～	～	8	3	0	1	2	20
プランマの家	株式会社	守山市守山町1丁目1-8	24時間	24時間	24時間	～	20	2	4	3	4	44
ビジョンランド東京	個人	守山市守山町2-1-3-4	7:00～20:00	～	～	～	40	4	1	5	5	213
ほいしつモチ	有限会社	新城市守山町1-5-1-6	24時間	8:00～17:00	休み	休み	50	3	8	5	3	160
しみんくじ保育の家	特定非営利活動法人守山地区守山原10-9-1	月,水,金 2,4時間、火,木7:30～20:00	～	8:00～18:00 8:00～18:00	24時間	～	46	3	10	7	5	166
あじい保育園	個人	甲賀市西原子守1丁目7-3	7:30～18:30	8:00～15:30	休み	休み	20	1	1	3	4	134
保育ルーム アップルハウス	個人	甲賀市西原子守2-1-4	7:30～22:30	7:30～21:00	～	～	10	2	5	6	3	33
いのく保育園	個人	甲賀市守山町北山1丁目0-5-0-3	8:00～18:00	休み	休み	～	20	1	6	2	5	57
やまびこ保育園	個人	甲賀市守山町北山2-8-2	9:30～22:30	6:30～22:30	～	～	47	2	2	3	5	79
かわがほ保育園	個人	守山市守山町5-9-1	7:45～18:00	7:45～12:30	休み	休み	70	4	1	5	5	222

※注1 平成12年7月1・3日保育調査日現在、朝において授乳している施設（事業所内保育所およびべき地保育所を除く）について調査日現在の状況を示しました。したがって、現時点の各施設の状況と記載内容は異なっている可能性があります。

※注2 定員は、特に定めたない施設については「-」で表記しました。

※注3 保育室には、遊具室を含んでいます。また、ベビーフェンス等で区切られている場合は1個算じました。

※注4 施設監査による改修箇所等の指摘事項は、下記の指摘事項です。

① 保育従事者のうち1／3以上は、保育士または看護師の資格を有するようにしてください。

② 保育従事者のうち1人以上は、保育士または看護師の資格を有するようにしてください。

③ 非常災害に対する具体の方針を立て、これに対する定期的な避難訓練を実施してください。

④ 火災防止に最大限の注意を払うとともに、定期的な避難訓練を実施してください。

⑤ 消火器を設置してください。

⑥ 水栓と調理室を別離してください。

※注5 児童福祉施設最低基準とは、いわゆる認可保育所およびべき地保育所を除く)について調査日現在の状況を示しました。したがって、現時点の各施設の状況と記載内容は異なっています。

児童福祉施設最低基準とは、調査監査点の保育士数、有資格者数および被看護者数による改修指摘事項です。

※注6 施設監査による改修箇所等の指摘事項は、下記の指摘事項です。

① 原則、保育に從事する者はすべて保育士の資格を有する者であること。

② 保育室1室当たり16.6m<sup>2</sup>/人

③ 保育室1室当たり3.3m<sup>2</sup>/人

④ 2歳以上19.0m<sup>2</sup>/人

⑤ 保育室1室当たり1.96m<sup>2</sup>/人

※注7 保育室1室当たり1.96m<sup>2</sup>/人

※注8 保育室1室当たり1.96m<sup>2</sup>/人

※注9 保育室1室当たり1.96m<sup>2</sup>/人

※注10 保育室1室当たり1.96m<sup>2</sup>/人

※注11 保育室1室当たり1.96m<sup>2</sup>/人

※注12 保育室1室当たり1.96m<sup>2</sup>/人

\*注6 無認可保育施設指導基準とは、児童福祉施設最低基準とは別に、認可外保育施設であっても、少なくとも適合するよう指導すべき基準として定められた基準。  
無認可保育施設指導基準は、園童時点の保育従事者数、有資格者数および保育室面積の適合状況です。  
ただし、有資格者数については、幼稚園認定免除を有する者も本資格者としてカウントしています。

保育従事者数	保育に従事する者の数(全児童) / 3 (例)	保育室等の面積
おおむね児童は保育室低基準 定める数以上であること。 無認可保育施設指導基準	おおむね児童は保育室低基準 定める数以上であること。 従事する者が2人の施設にあっては 人)以上は、保育士または看護婦(士)の 資格を有する者であること。	保育室: 1.65m <sup>2</sup> /人

子どもに対する虐待が疑われる場合等の通報は、児童家庭課 TEL 077-528-3552 までお願いします。

## (資料4)

### 保育士資格に係るこれまでの検討経緯

昭和39年 中児審保育制度特別部会報告

保母を含めて保育所職員の資格について免許制とするとの検討が必要。

昭和45年 中児審意見具申

保母の資格について免許制とするとの検討が必要。

昭和46年 中社審職員問題専門分科会「社会福祉士法制定試案」公表

昭和60年 中児審保育対策部会保母養成教育課程検討小委員会

修学年限延長、保母資格に等級を設けること、児童指導員等との調整が必要。

平成3年 中児審

4年制による養成の在り方の検討が必要。

平成5年 これからの保育所懇談会

4年制養成課程、保母試験制度の改善、保母資格の在り方について検討が必要。

平成12年 規制行政に関する調査－資格制度等－結果に基づく勧告

都道府県が各々試験問題を作成するなど事務が非効率となっているもの等については、試験事務を民間団体に委託等することができるようすること。

平成13年 規制改革推進3カ年計画

保育士の国家資格化についても、資格の在り方等を含め検討を行う。

平成13年 保育士養成課程等検討委員会報告

保育士資格の法定化や保育士試験の統一試験化等については、今後幅広く検討。

平成13年 総合規制改革会議重点6分野に関する中間とりまとめ

多様なニーズに的確に対応できるよう、保育所資格を名称独占化するべき。

## (資料5)

# 保育士の国家資格化とは

**保育士の国家資格化とは、保育士資格について国の法律に規定するという趣旨である。**

保育士資格については、現在、政令以下の規定に基づき都道府県から付与。

今回の改正は、保育士資格の根拠規定を法律に置き、名称独占、守秘義務等の規定を整備し、また登録証を交付することとしたもの。資格付与が都道府県から行われる点は変わらない。

### 改正児童福祉法 抜粋

#### [定義]

第十八条の四 この法律で、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

#### [資格取得方法]

第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

- 一 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者
- 二 保育士試験に合格した者

#### [信用失墜行為の禁止]

第十八条の二十一 保育士は、保育士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

#### [守秘義務]

第十八条の二十二 保育士は、正当な理由がなく、その業務に関し知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなつた後においても、同様とする。

#### [名称独占]

第十八条の二十三 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

#### (参考)

都道府県知事が試験・登録を実施する国家資格例

調理師

栄養士

幼稚園教諭（都道府県教育委員会）

## 保育士に係る現状

### 1 法令上の位置付け

保育士とは、児童福祉法施行令において、児童福祉施設において児童の保育に従事する者として規定。以下のいずれかに該当する者を充てる。

- ・厚生労働大臣の指定する保育士養成施設を卒業
- ・各都道府県が実施する保育士試験に合格

(児童福祉法施行令第十三条)

### 2 概況

#### (1) 保育士養成施設卒業者等

	11年度	累計(昭和24年度~)
保育士養成施設卒業	32千人	1,078千人
保育士試験合格者 (受験者)	3千人 (32千人)	299千人 —
合 計	35千人	1,377千人
保育士養成施設数	333か所	—

#### (2) 保育士養成施設卒業者の進路(平成11年度卒業生)

保育所	14千人	44%
保育所以外の福祉施設	2千人	6%
その他	16千人	50%

### (3) 児童福祉施設における保育士数

年度	総数	うち保育所
昭60	21万人	19万人
平4	22万人	21万人
9	25万人	24万人
10	27万人	25万人
11	28万人	26万人

社会福祉施設調査

### (4) 保育士の国家資格化に係る指摘

#### 規制改革推進三か年計画（抜粋）

（平成13年3月30日閣議決定）

また、保育士の国家資格化についても、資格の在り方等を含め検討を行う。（13年度以降検討）

#### 重点6分野に関する中間とりまとめ（抜粋）

（平成13年7月24日総合規制改革会議）

多様なニーズに的確に対応できるよう、保育士資格を名称独占化すべきである。

### (5) 認可外保育施設における保育士詐称

昨年、神奈川県大和市にある認可外保育施設スマイルマム大和ルームにて、児童虐待死傷事件が発生。

「スタッフは全員保育士」とPRしていくながら、経営者のほか、スタッフの半数が無資格者だった。

## 保育所の設置形態について

公立保育所 約 12,700 カ所 (12 年度)

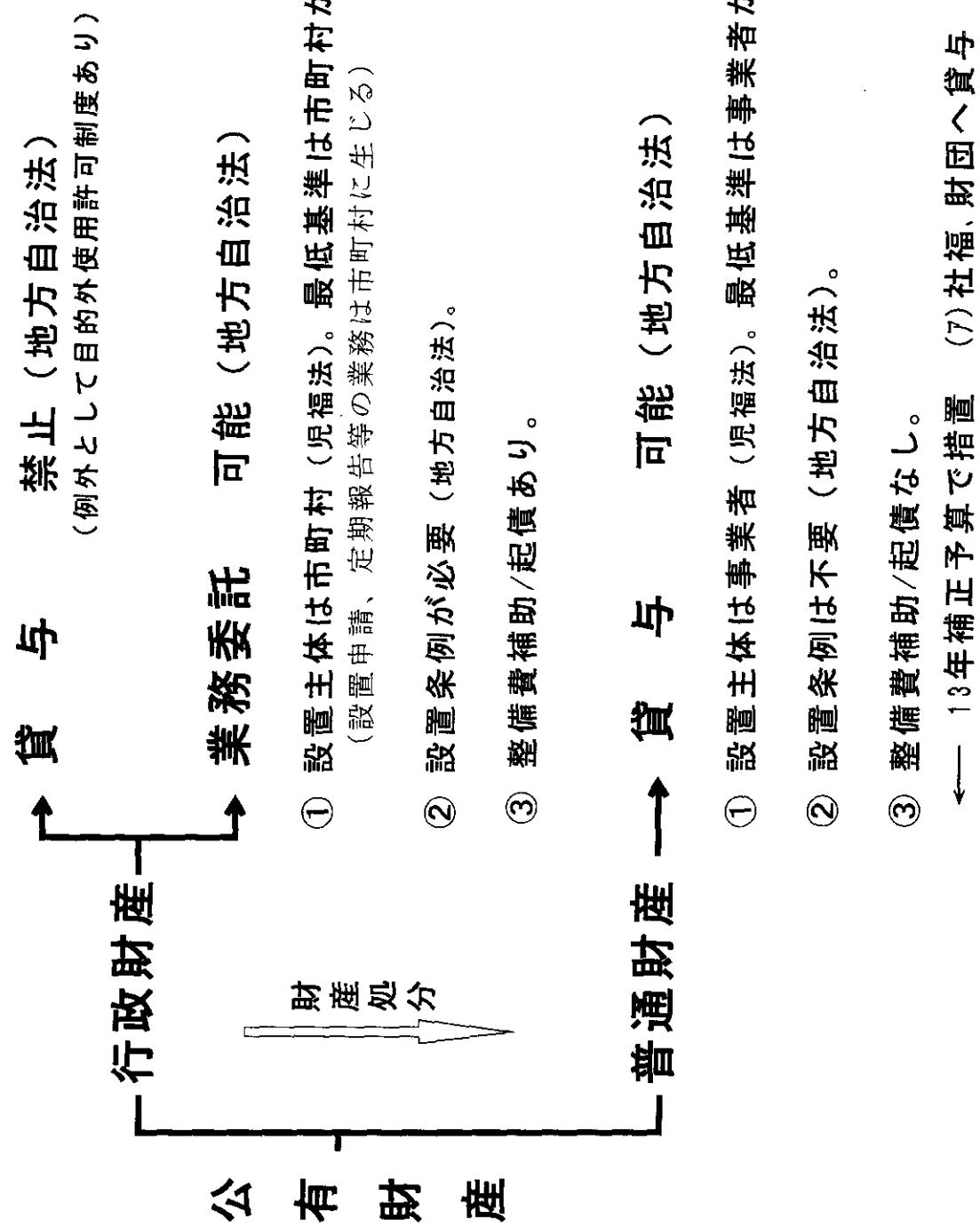
### 公設民営保育所

- ① 民間への業務委託 (行政財産) 累計約 260 件
- ② 民間への建物貸与 (原則普通財産) 累計約 100 件

民間立保育所 約 9,500 カ所 (12 年度)

# 公有財産を活用した保育所設置について

(説明)



## 社会福祉法人等への建物貸与による保育所設置状況

平成13年8月末日現在

No.	都道府県市	市町村	建物所有者	貸与先	貸与前の建物	財産処分／使用許可の別	貸与年	特記事項
1	青森県	碇ヶ関村	碇ヶ関村	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成13年	
2	山形県	鶴岡市	鶴岡市	社会福祉法人	新設		昭和50年	工場の移転補償費で整備
3	山形県	南陽市	南陽市	社会福祉法人	新設		平成12年	分園のみ(交付金で整備)
4	栃木県	益子町	益子町	社会福祉法人	公民館	使用許可	昭和63年	
5	群馬県	桐生市	桐生市	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成9年	
6	群馬県	桐生市	桐生市	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成11年	
7	群馬県	太田市	太田市	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成10年	
8	埼玉県	川越市	川越市	社会福祉法人	新設		昭和48年	
9	千葉県	船橋市	船橋市	社会福祉法人	出張所	使用許可	平成13年	
10	東京都	墨田区	墨田区	社会福祉法人	小学校	使用許可	平成12年	分園のみ
11	東京都	墨田区	墨田区	社会福祉法人	事務所	使用許可	平成13年	分園のみ
12	東京都	大田区	大田区	社会福祉法人	幼稚園		平成13年	普通財産で貸与
13	東京都	世田谷区	世田谷区	社会福祉法人	中学校	使用許可	平成11年	分園のみ
14	東京都	世田谷区	世田谷区	社会福祉法人	新設(都単整備)		平成10年	
15	東京都	世田谷区	世田谷区	社会福祉法人	幼稚園	使用許可	平成12年	
16	東京都	渋谷区	渋谷区	社会福祉法人	幼稚園	使用許可	平成13年	
17	東京都	板橋区	板橋区	社会福祉法人	小学校	使用許可	平成13年	分園のみ
18	東京都	練馬区	練馬区	社会福祉法人	小学校	使用許可	平成12年	分園のみ
19	東京都	練馬区	練馬区	社会福祉法人	中学校	使用許可	平成12年	分園のみ
20	東京都	東村山市	東村山市	社会福祉法人	保育所		平成9年	都単整備
21	東京都	多摩市	多摩市	社会福祉法人	新設(市単整備)		平成13年	
22	東京都	八王子市	東京都	社会福祉法人	都営住宅	使用許可	昭和49年	
23	石川県	石川県	石川県	社会福祉法人	保育所		昭和51年	
24	岐阜県	大垣市	大垣市	社会福祉法人	新設(市単整備)		昭和46年	
25	岐阜県	大垣市	大垣市	社会福祉法人	新設(市単整備)		昭和47年	
26	岐阜県	大垣市	大垣市	社会福祉法人	新設(市単整備)		昭和48年	
27	岐阜県	大垣市	大垣市	社会福祉法人	新設(市単整備)		昭和49年	
28	岐阜県	大垣市	大垣市	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成5年	
29	静岡県	大東町	大東町	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成13年	
30	静岡県	大東町	大東町	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成13年	
31	愛知県	稻沢市	稻沢市	社会福祉法人	保育所		平成11年	
32	大阪府	豊中市	豊中市	財団法人	母子福祉センター	使用許可	昭和51年	
33	大阪府	池田市	池田市	学校法人	保育所	財産処分	平成13年	
34	大阪府	池田市	池田市	学校法人	保育所	財産処分	平成13年	
35	大阪府	箕面市	箕面市	宗教法人	病院		平成13年	普通財産として貸与
36	奈良県	大和郡山市	大和郡山市	社会福祉法人	勤労青少年ホーム		平成13年	分園のみ
37	島根県	大田市	大田市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		平成13年	
38	島根県	邑智町	邑智町	社会福祉法人	保育所	財産処分	昭和63年	
39	島根県	邑智町	邑智町	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成10年	
40	島根県	瑞穂町	瑞穂町	社会福祉法人	保育所(町単整備)		平成3年	
41	島根県	柿木村	柿木村	社会福祉法人	保育所(村単整備)		平成12年	
42	島根県	布施村	布施村	日の丸保育園運営委員会	保育所(村単整備)		昭和20年頃	
43	岡山県	瀬戸町	瀬戸町	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成13年	
44	広島県	尾道市	尾道市	社会福祉法人	新設(市単整備)		昭和43年	
45	香川県	丸亀市	丸亀市	社会福祉法人	幼稚園	使用許可	平成13年	
46	香川県	観音寺市	観音寺市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		平成11年	
47	愛媛県	宇和島市	宇和島市	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成13年	
48	愛媛県	宇和島市	宇和島市	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成13年	
49	高知県	南国市	南国市	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成13年	
50	高知県	伊野町	伊野町	社会福祉法人	認可外保育施設		平成12年	

## 社会福祉法人等への建物貸与による保育所設置状況

平成13年6月末日現在

編	都道府県市	市町村	建物所有者	貸与先	貸与前の建物	財産処分／使用許可の別	貸与年	特記事項
51	長崎県	佐世保市	長崎県	財団法人	乳児院	使用許可	昭和43年	
52	長崎県	小浜町	小浜町	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成13年	
53	長崎県	小浜町	小浜町	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成13年	
54	長崎県	吉井町	吉井町	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成13年	
55	仙台市	仙台市	仙台市	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成10年	
56	名古屋市	名古屋市	愛知県	財団法人	新設(県単整備)		昭和42年	
57	名古屋市	名古屋市	愛知県	財団法人	新設(県単整備)		昭和42年	
58	名古屋市	名古屋市	愛知県	財団法人	新設(県単整備)		昭和42年	
59	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所	財産処分	昭和50年頃	
60	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所	財産処分	昭和50年頃	
61	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所	財産処分	昭和50年頃	
62	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所	財産処分	昭和50年頃	
63	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所	財産処分	昭和50年頃	
64	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所	財産処分	昭和50年頃	
65	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所	財産処分	昭和50年頃	
66	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所	財産処分	昭和50年頃	
67	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所	財産処分	昭和50年頃	
68	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所	財産処分	昭和50年頃	
69	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和50年頃	
70	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和50年頃	
71	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和50年頃	
72	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和50年頃	
73	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和50年頃	
74	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和50年頃	
75	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和50年頃	
76	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和50年頃	
77	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和50年頃	
78	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和50年頃	
79	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和50年頃	
80	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和50年頃	
81	大阪市	大阪市	大阪市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和50年頃	
82	宇都宮市	宇都宮市	宇都宮市	財団法人	新設(市単整備)		昭和50年	
83	金沢市	金沢市	金沢市	社会福祉法人	保育所	財産処分	昭和42年頃	
84	静岡市	静岡市	静岡市	社会福祉法人	新設(市単整備)		昭和43年	
85	高松市	高松市	香川県	社会福祉法人	保育所	使用許可	昭和53年	県営住宅の一部が保育所
86	高知市	高知市	高知市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		平成元年	平成14年譲渡予定
87	高知市	高知市	高知市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和63年	平成14年譲渡予定
88	高知市	高知市	高知市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和63年	平成14年譲渡予定
89	高知市	高知市	高知市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		平成12年	平成14年譲渡予定
90	高知市	高知市	高知市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		平成元年	平成15年譲渡予定
91	高知市	高知市	高知市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和63年	平成15年譲渡予定
92	高知市	高知市	高知市	社会福祉法人	保育所(市単整備)		昭和63年	平成15年譲渡予定
93	宮崎市	宮崎市	宮崎市	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成6年	
94	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	社会福祉法人	新設(市単整備)		昭和49年	
95	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	社会福祉法人	新設(市単整備)		昭和50年	